

「令和3年度インターネットを活用した広報素材制作・発信等業務」 提案説明書

1 業務の名称

令和3年度インターネットを活用した広報素材制作・発信等業務

2 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「令和3年度インターネットを活用した広報素材制作・発信等業務」の契約候補者を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の概要

若い世代を中心とした市民をターゲットとして、市政情報を分かりやすく伝える実写を基本とする動画（以下「動画」という。）及び漫画やイラスト（以下「漫画」という。）を活用したコンテンツを制作し、インターネット上をはじめとしたさまざまな媒体・手法で発信することで、幅広い市民に市政情報を届けるものである。

4 全体的な留意事項

- (1) 企画提案書は、本業務に関する公募型企画競争において、契約候補者決定のための評価対象となる。そのため、企画内容を評価しやすいよう具体的にわかりやすく記述すること。
- (2) 本市の仕様書に示す要求事項の記載が漏れていた場合、該当する評価項目を採点しないので、留意すること。
- (3) 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者でなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 平成30年～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合は、この限りではない。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けて

いる期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 7 条第 1 項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

6 業務の内容

業務の内容については、別紙仕様書のとおり。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

7 提出書類

- (1) 参加意向申出書(様式 1)
- (2) 企画提案書

作成にあたっては、別紙仕様書及び下記 8 を熟読のうえ、下記 9 に従うこと。

- (3) 参考見積書(自由様式。なお、積算の詳細がわかるよう、内訳を記載すること。)
- (4) これまで制作した動画データ（漫画についても動画形式のものがある場合は、これに含める。また、本業務提案のためにこれらを新規に制作することも可）。
なお、提出する場合のデータ形式は MP4 又は WMV とし、概ね 5 分以内で、DVD（1 枚）とする。

※(4)の動画データの提出は任意とする。提出した動画は、下記 11(2)イで行う企画提案審査会時に、説明時間（15 分間を予定）の中で審査員の前で放映することとする。

8 企画提案書に求める事項

- (1) 動画及び漫画の制作にあたって、次のア～ウの点について、分かりやすく記載すること。
ア ターゲット層に興味・関心をもってもらえるような創意工夫
イ 幅広い分野がある市政情報を適切に伝えるための構成や演出・表現方法
ウ 各情報発信媒体の特性を踏まえた、市民に見てもらえるための工夫
- (2) 動画制作にあたって、どのようなナレーター、BGM、効果音を用意するのかを記載すること。
- (3) 動画制作について、上記 8(1)及び(2)の提案内容を反映させた、具体的な動画の構成案を作成すること。作成する構成案のテーマは、提案者が企画提案書作成時点において適切と考える本市の市政情報からテーマを 2 つ設定し、設定した各テーマについて構成案を作成することとする。また、尺については提案者が本業務で実施する予定の内容に合わせて設定し、構成案に記載すること。

- (4) 漫画制作を行う予定の作家に関する情報（過去の作品等）を記載すること。
- (5) 漫画制作について、上記8(1)の提案内容を反映させた、具体的な漫画案を制作して記載すること。制作する漫画案については、「新型コロナウイルス感染症予防」をテーマとして、市民に「マスク着用」「ソーシャルディスタンス」「手洗いや手指消毒」の3点を呼びかけるものとし、コマ数については、提案者が本業務で実施する予定の内容に合わせて設定すること。
- (6) 本市からテーマが提示された場合の制作から情報発信までのスケジュールを、動画と漫画それぞれの場合において記載すること。なお、記載するスケジュールについては、令和3年5月10日（月）に本市からテーマが提示をされたと仮定して記載すること。
- (7) 情報発信を行う媒体、実施期間、市民の想定視聴回数等について、その発信の効果が分かるように記載すること。
- (8) スタッフの体制と役割を明確にして記載をすること。
- (9) その他、本業務を実施するに当たっての必要事項や独自提案事項があれば記載すること。

9 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和3年度インターネットを活用した広報素材制作・発信等業務」と記載すること。また、企画提案書はすべてA4縦サイズ（長辺綴じ）とすること。
- (2) 1部は製本（参考見積書を含む）し、社名及び代表者名を表紙に記載したうえ、本市の競争入札資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。また、提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という）。
- (3) 正本の表面には「氏名（法人の場合はその名称または商号）業務企画提案書」と記載すること。
- (4) 印を押さない企画提案書及び参考見積書を9部作成すること（これを「副本」という）。副本は表紙に社名を記載しないこと。副本は製本せず、一式をゼムクリップ等で留め、ホチキスは使用しないこと（ページ番号を記載するなど落丁対策を講じること）。
- (5) 正本を除き、会社名（再委託予定先含む）及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」もしくは「◎◎社」、氏名については、「◎◎」といった表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。

10 申込方法・スケジュール

(1) 募集要項

下記ウェブサイトに掲載している。

<https://www.city.sapporo.jp/somu/tvradio/r3movieproposal.html>

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和3年3月1日（月）16時まで【必着】

下記10(4)に記載の電子メールにより受け付ける。質問書（様式2）に記載し、電子メールの件名は、「令和3年度インターネットを活用した広報素材制作・発信等業務に関する質問」とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

イ 回答

原則として、令和3年3月3日（水）17時までにホームページで公開する（質問を行った法人名等は公表しない）。なお、受付期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

(3) 申込及び企画提案書等の提出

ア 申込受付期間

令和3年3月10日（水）から令和3年3月12日（金）まで

イ 申込受付時間

9時00分から16時00分まで

ウ 提出書類

上記7のとおり

持参または郵送とする（必着）。電子メール、ファクスは不可。

(4) 連絡先・問合せ先・書類の提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市総務局広報部広報課 担当：足助・戸田

電話 011-211-2036 ファクス 011-218-5161

メールアドレス：senryaku-citypro@city.sapporo.jp

(5) その他

ア 書類やDVDの作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 誤字等を除き、応募書類等提出後の内容変更および追加は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には、内容変更及び追加を認めることがある。

ウ 書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

エ 提出された書類及びDVDは返却しない。

オ 書類等の著作権は申込者に帰属するが、札幌市が本件の選定の公表等に必要な場合には、札幌市は書類等の著作権を無償で使用できることとする。

カ 書類等は、札幌市情報公開条例に定めるところにより公開される場合がある。

キ 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）の提出が必要である。

11 審査

(1) 企画競争実施委員会

業務委託契約の優先交渉団体選定のため、札幌市広報部「令和3年度インターネットを活用した広報素材制作・発信等業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

ア 本市が設置する実施委員会が、企画競争参加者の提出した企画書について書類審査、及び、下記に掲げる企画提案審査会（ヒアリング）を実施し、採点を行う。予定価格の制限の範囲内で、最低基準点（委員の総合計点の5割）を超え、合計得点の最も高かった者を契約の優先交渉団体とする。

イ 企画提案審査会（ヒアリング）について

(ア) 令和3年3月17日（水）に札幌市役所本庁舎での実施を予定。

出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。

(イ) ヒアリングは1社あたり約25分（説明15分、質疑約10分）を想定し、順次個別に行う。（ヒアリング時間は想定であり、変わる可能性がある）

なお、上記7(4)で動画を提出した団体は、説明15分の中で放映すること（放映時間は提案者で決めること）。

(ウ) ヒアリング時間等詳細については、参加者に別途通知する。

ウ 審査結果

契約候補者の決定後、速やかに申込団体全員に文書で通知する。

エ その他

参加者が1社となった場合でも、最低基準点（委員の総合計点の5割）を超えた場合に限り優先交渉団体とする。なお、実施委員会による合計得点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

12 評価基準

審査基準は以下のとおりとし、総合的に判断する。

なお、各項目内に記載している点数は審査委員1人あたりの持ち点（100点）である。

項目	着眼点
動画制作 (35点)	<input type="checkbox"/> ターゲット層に興味・関心を持ってもらえるような創意工夫のあるものが提案されているか。【15点】 <input type="checkbox"/> 幅広い分野がある市政情報を取り扱うことを考慮した、適切に伝えられる構成や演出方法が用意されているか。【10点】 <input type="checkbox"/> Twitter、LINE、YouTube、街頭ビジョン等の媒体で発信するにあたり、これらの特性を踏まえた市民に見てもらえるための工夫がされているか。【10点】
漫画制作 (35点)	<input type="checkbox"/> ターゲット層に興味・関心を持ってもらえるような創意工夫のあるものが提案されているか。【15点】 <input type="checkbox"/> 幅広い分野の市政情報を取り扱うことを考慮した、適切に伝

	えられる構成や表現方法が用意されているか。【10点】 □ Twitter、LINE等の媒体で発信するにあたり、これらの特性を踏まえた市民に見てもらえるための工夫がされているか。【10点】
情報発信 (10点)	□ 業務の趣旨目的を理解し、若い世代を中心とした市民に情報が届くような発信媒体・手法等が用意されているか。【10点】
実施体制 (5点)	□ 制作スケジュールやスタッフの体制・役割は、スピード感があり、明確かつ柔軟で円滑な業務遂行が見込まれる内容か。【5点】
独自提案 (15点)	□ 独自提案として、仕様に定めることを超えて、当該業務の目的に寄与する企画があるか。【15点】

13 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで(契約候補者にあつては契約を締結するまで)の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき。

14 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

15 契約条件

(1) 契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(2) 事業費(消費税及び地方消費税を含む)

14,120,000円

※ 上記金額は上限を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※ 本業務は、札幌市議会において令和3年度予算案が成立されることを前提に実施するものであり、速やかに事業を開始できるようにするため、成

立前に公募を行うものである。よって、今後、予算規模や内容の変更、中止等の可能性があることに留意願います。

(3) 契約

契約は、選定された優先交渉団体と本市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

また、選定された優先交渉団体との協議が不調に終わった場合には、実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る役務契約を締結する。